

貴社のお役に立ちます！！

シルバー人材センター

です

60歳以上の会員が、家庭や企業、公共施設等で元気に働いています。公益的な法人ですので安心して仕事をお任せいただけます。（お請けできる作業やお値段につきましてはセンターまでお問い合わせください。）

お問い合わせ ☎ 0533-84-1851

受付時間 8:30～17:15（土日祝・年末年始を除く）

① センターがお請けできる仕事の範囲について

臨時的かつ短期的な就業、軽易な業務
（1人が月10日程度以内、週20時間以下）



- ・上記の条件を超える契約の場合は、複数人数のシルバー会員でローテーション就業を行います。
- ・作業時間は最低2時間から承っております。週1回や月2回程度の内容でも問題ありません。

② 契約の種類について

請負・委任契約

又は

派遣契約

請負・委任契約

- ・請負・委任契約は仕事の完成をもって、その対価として金額が支払われます。
- ・仕事の内容、スケジュール、時間等はすべてセンター及び、会員によって判断されます。そのため、会員に対して発注者の指揮命令権はありません。

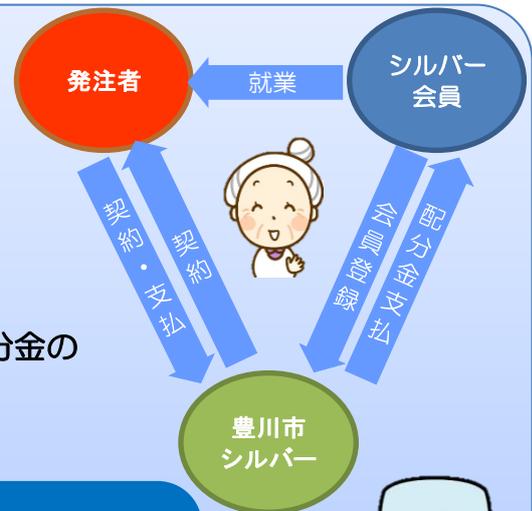
【計算方法】

1作業あたり配分金単価×人数×日数×事務費（配分金の8%）

例 清掃業務を1人で15日作業した場合

※清掃業務1作業あたり配分金単価1,972円～

1,972円×1人×15日×事務費（1.08）＝ **31,946円**



※ 派遣契約については裏面をご覧ください。

公益社団法人 豊川市シルバー人材センター
〒442-0067 豊川市金屋西町三丁目1番地
【市役所の東 法務局のすぐとなり】

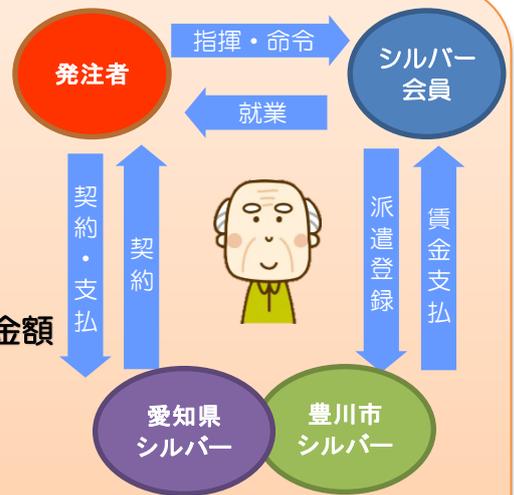
2023.9作成

派遣契約

- ・派遣契約は人材を提供することによる対価として金額が支払われます。
- ・特定の従業員の方を指揮命令者としてご指名いただけます。
- ・従業員との混在作業も問題ありません。

【計算方法】

$$\begin{aligned} & \text{賃金} \times \text{時間数} \times \text{日数} \times \text{事務費 (賃金の20\%)} \\ & \times \text{消費税} \times \text{通勤手当} \quad = \text{1日あたりのお支払い金額} \end{aligned}$$



例 部品のピッキング業務を1人で4時間10日作業した場合

$$\begin{aligned} & 1,000\text{円} \times 4\text{時間} \times 10\text{日} \times \text{事務費 (1.2)} \\ & \times \text{消費税 (1.1)} \times \text{※通勤手当} \quad = \text{52,272円} + \text{通勤手当} \end{aligned}$$

※通勤手当は御社規程によります。



センター情報

 公益社団法人 豊川市シルバー人材センター
〒442-0067 豊川市金屋西町三丁目1番地
【市役所の東 法務局のすぐとなり】



TEL 0533-84-1851 FAX 0533-89-0581

HP <https://webc.sjc.ne.jp/toyokawa/>

MAIL toyokawa@sjc.ne.jp

受付時間 8:30 ~ 17:15 (土日祝・年末年始を除く)

